

POPs 条約第 10 回締約国会議において決定された事項

○附属書 A (廃絶) への追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
<p>ペルフルオロヘキサ スルホン酸 (PFHxS) と その塩及び PFHxS 関 連物質</p>	<p>泡消火薬剤、金属めっき、織 物、革製品及び室内装飾品、 研磨剤及び洗浄剤、コーティ ング、含浸/補強剤、電子機 器及び半導体の製造 等</p>	<p>・ 製造・使用等の禁止 (特定の用途を除外する規 定なし)</p>